

企画競争説明書

業務名称： インド国メトロ事業者の非運賃収入及び社会インパクト向上に向けた施策にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号： 20a01026

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。

詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年1月27日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者と行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年1月27日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国メトロ事業者の非運賃収入及び社会インパクト向上に向けた施策にかかる情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2021年4月～2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者 : 【契約第1課 森実麻生子／Morizane.Maiko@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

南アジア部 南アジア第1課

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行つた者、各種評価・審査業務を行う場合であつて当該業務の対象となる業務を行つた者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

- 特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年2月5日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年2月12日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年2月26日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料を、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書等の電子提出方法（2020年10月26日版）」を参照願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

（4）提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参考すべきガイドライン等に違反したとき

（6）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとして下さい。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) パイロット事業費（国外事業費）： 90,000千円

4) 外貨交換レートは以下のJICA統制レート（2021年1月時点）を使用して見積もってください。

- | | | |
|----------------|---|-----------|
| a) 現地通貨（INR 1） | = | 1. 41 円 |
| b) US\$ 1 | = | 103. 73 円 |
| c) EUR 1 | = | 124. 57 円 |

5) その他留意事項

- a) 新型コロナウィルス感染拡大に伴い、感染防止の徹底に努めるとともに、現地渡航にあたっては、事前に当機構と協議を行い、実施時期及び感染対策措置を検討してください。

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／新規事業開発
- b) プラットフォームビジネス構築
- c) 運輸セクター／モビリティビジネス

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 22.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

（当該者の見積価格－最低見積価格）／最低見積価格 × 100 (%)

最低見積価格との差（%）に応じた価格点

最低価格との差（%）	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点

15%以上	20%未満	1. 25点
20%以上	30%未満	1. 00点
30%以上	40%未満	0. 75点
40%以上	50%未満	0. 50点
50%以上	100%未満	0. 25点
100%以上		0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年3月12日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、失注者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部(e-propo@jica.go.jp)宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサル

タント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：デジタルトランスフォーメーション（DX）など新規事業開発にかかる各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載に基づき作成いただきますが、一方で、コロナ禍の影響が長引き、現地との人の往来が困難な状況が継続する可能性もあると考えます。現地渡航が当初予定から延期になる場合を想定し、事前に実施できる国内業務についても提案があれば記載ください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／新規事業開発
- プラットフォームビジネス構築
- 運輸セクター／モビリティビジネス

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／新規事業開発）】

- a) 類似業務経験の分野：デジタルトランスフォーメーション（DX）など新規事業開発にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 プラットフォームビジネス構築】

- a) 類似業務経験の分野：プラットフォームビジネス構築にかかる各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 運輸セクター／モビリティビジネス】

- a) 類似業務経験の分野：運輸セクターにおけるデジタルトランスフォーメーション（DX）に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：評価せず
- c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1）共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2）複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3）評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4）評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めませ

ん。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が國ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。なお、プレゼンテーション及び資料は日本語とする。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／新規事業開発		
ア) 類似業務の経験	8	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	1
エ) 業務主任者等としての経験	4	2
オ) その他学位、資格等	2	1
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○○○	—	(8)
ア) 類似業務の経験	—	3
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	1
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	1
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(5)	(10)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5	5
イ) 業務管理体制	—	5
(2) 業務従事者の経験・能力：プラットフォームビジネス構築	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：運輸セクター／モビリティビジネス	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年3月1日（月）
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

2. 実施場所：当機構本部（麹町）またはオンライン

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkype等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとします。機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、「電話会議」による出席を優先してください。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以 上

第3 特記仕様書案

1. 調査の背景

インドでは近年急速な都市化が進み、自動車登録台数急増（2001年の5,500万台から、2017年には2億3,000万台）に伴う道路交通需要が拡大する中、さらなる公共交通インフラ整備の余地は大きい。デリー、ムンバイ、ベンガルール等の大都市では、道路交通需要拡大に伴う交通渋滞が重大な問題となっており、経済損失及び大気汚染・騒音等の自動車公害による健康被害等が深刻化している。

インド政府は上記の課題に対応するため、「Metro Rail Policy」（最新版は2017年更新）において、近年の経済成長に伴う輸送需要への対応・交通渋滞の緩和に加え、安全性・エネルギー効率等の観点から、大都市においてメトロ・鉄道・バス等の公共交通システムの整備を推進する方針を掲げている。2019年2月時点で、インド全土で585kmのメトロが整備され運行が行われ、建設中の事業の総延長が約600km、さらに計画中の事業の総延長が約1,000kmあるとされている（住宅都市開発省2019年）

2019年から24年にかけ、新規メトロ建設に約3兆ルピー（約4.3兆円（1インドルピー=1.4円））の費用が必要との試算もあるが、新規路線建設に加え、さらに既往路線の車両、機器、施設等の更新や維持・運営管理等に多額のコストがかかることが見込まれ多額の資金ニーズが存在している。その一方で、貧困層などの利用者に配慮し運賃は安く抑えられており開発等費用は捻出できていない。これまで中央政府や州政府による財政資金投入に加えてJICAや国際機関等からの融資等により必要資金の調達を行ってきているが、今後路線が拡大するにつれ、既往路線関連の費用も増大していく中で、各都市のメトロ公社等の収益拡大が大きな課題となっており、とりわけメトロ公社等においては、非運賃収入の拡大に大きな関心が集まっている。たとえば、インド最大のメトロ路線であるデリーメトロを運営するデリーメトロ公社においては非運賃収入が総収入に占める割合は10%程度（2018-19年度）であり、同公社では、海外の鉄道事業と比べれば水準は高くなく、大きな成長余地があると考えている（たとえば、日本の鉄道各社の非運賃収入の総収入に占める割合は、JR各社は30%超、京王、小田急は70%超、東急は80%超の水準）。

本調査は、インドのメトロ事業における非運賃収入の向上策等を検討することを主な目的としている。とりわけ、運輸各セクターにおいて世界各国で様々なサービスの開発が進むデータやデジタル技術を活用した方策を中心として、非運賃収入の向上策等を検討していく計画である。

データ及びデジタル技術を活用した方策については、日本の鉄道事業者等も様々な事業を検討し始めているが（デジタル広告、デジタルマーケティングプラットフォームの構築等）、自社事業に加えて、蓄積された顧客データを活用した他産業との連携による新規ビジネス創出やデータ価値の向上など将来の大きな成長が見込まれている分野であり、同分野を専門としたスタートアップ企業なども生まれてきている。また、不動産開発などと異なり他機関との権限調整がなくとも直ちにメトロ公社の権限の範囲内で直ちに実施できる施策が数多く存在する可能性があると考えられる。さらに、MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス：ICT を活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ（移動）を1つのサービスとしてとらえ、シームレスにつなぐ新たな「移動」の概念）などのサービスに連携させていく可能性等も存在し、経済的なインパクトのみならず、住民にとって利便性の高い新たな都市交通のサービスの構築など社会的インパクトを生み出す基盤となっていく潜在性も有していると考えられる。

かかる状況をうけて、今般インドのメトロ公社からも高い期待が寄せられ、時宜に叶い意義の大きい内容であるところ、本調査を実施することとなった。

2. 調査の目的

本調査では、インド国別援助方針で掲げる連結性の強化の一環であるメトロ開発支援において、新たな協力アプローチを検討することを目的としており、日本を含む世界各国で行われている、運輸セクターにおけるデータ及びデジタル技術を活用した本業以外の収入向上策等の取り組みや構想をベンチマークとしつつ、当機構が支援する既往メトロ事業の事業者やその顧客等を詳細に分析し、当該事業者による、データ及びデジタル技術等を活用した非運賃収入向上及び社会インパクト向上等にむけた取り組みへの支援可能性を提案することを目指している。

3. 調査の範囲

コンサルタントは、上記「2. 業務の目的」を達成するために、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等をJICA南アジア部南アジア第一課に提出する。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 対象地域

デリー等

(2) 相手国対象機関

- ・ デリーメトロ公社
- ・ その他メトロ公社。(注：原則としてデリーメトロ公社を対象とする。調査実施過程で他のメトロ公社に変更となる可能性があるが、それにより追加費用が発生する場合には契約変更等所要の変更を検討する。)
- ・ メトロ公社の非運賃収入や社会インパクト向上に資するサービス等を提供できる民間企業、非営利団体等

(3) 日本側対象機関

- ・ 民間企業（メトロに係る非運賃事業の提供、同事業に関連する機器やサービスの提供、MaaSにかかるサービス等に関心がある企業）、研究機関等

(4) ベンチマーク

日本を含む世界の運輸セクターにおける、データ及びデジタル技術を活用した本業以外の収入向上策やMaaSを含む社会インパクト向上策等につき情報収集を行い、それらの事業の戦略、成功・失敗要因、インパクト等について分析を行い、インドのメトロ公社と議論を行う際等におけるベンチマークとする。

(5) 日本企業へのヒアリング

日本企業にヒアリングを行い、構想段階のものを含むデータやデジタル技術を活用したビジネスモデルや技術等につき情報収集を行うとともに、インドにおけるビジネス展開への関心につき聴取し、メトロ公社との連携可能性を模索する。

(6) JICA側問題意識

インドのメトロ公社（現時点ではデリーメトロ公社を想定）におけるデータ及びデジタル技術を活用したビジネスモデル構築（社会インパクトを追求するビジネスも含む）に向け、当該公社の職員等とともに、同公社と顧客（非鉄道ビジネスの潜在的顧客を含む）との間のビジネスとなり得る要素や、他の企業が同公社の顧客（非鉄道ビジネスの潜在的顧客を含む）との間でビジネスを生み出し、当該公社にも便益をもたらし得る要素を洗い出し、それらの要素の中から、経済社会インパクトが大きく、実現可能性の高いビジネスプランをゼロベースで検討すること。

上記（4）、（5）の調査を幅広く行うが、あくまで参考情報であり、JICAとしては、日本や他国でうまくいったということのみを理由にインドのメトロ公社に持ち込むという考えは有していない。インドのメトロ公社の顧客等のニーズに合い、高い経済社会インパクトが期待でき、実現可能性が高いかどうかを重視する。とりわけ、これらの条件に合致する提案については、他に類似事例がなくても、特に高く評価する。

なお、JICAとしては、メトロ公社や関係企業が自前で提供できるビジネスやサービスに止まらず、例えば、非常にロイヤリティーの強い顧客であるメトロの乗客（当該メトロ以外に有力な代替移動手段を持たない）等をターゲットとして、プラットフォーム型のビジネス（物を売りたい人やサービスを提供したい人が、購買者やサービスの利用者と、スムーズにマッチングできるような場を提供するビジネスモデル）を構築することに関心を有している。

具体的には、メトロ公社が提供するデジタル空間や駅などのリアルな空間（実際の場）に、多数の民間企業等を事業参画させ、メトロ公社の高い収益や、メトロの乗客や沿線住民等に対し高い社会インパクトを創出していくことへの関心が強い。

しかしながら、この問題意識についても強く拘泥するものではなく、インドのメトロ公社の顧客等のニーズに合い、高い経済社会インパクトが期待でき、実現可能性が高いかどうかとの観点から、より有力なものがあれば、それらを追求することで差支えない。メトロ公社が今後どのような経済社会的インパクトを創出する会社となるべきかという点についてメトロ公社および当機構と議論し、提案を行うこと。

（7）パイロット事業

下記5.（1）⑥等で述べる通り、本調査で検討するビジネスプランについては、机上の検討にとどめず、コストや時間的制約の中で実施可能なものについては試行的に実施する。かかる試行を通じ、ビジネスプランの精度を高め、実装に近づけるとともに、試行を通じて得られた教訓から、将来のJICAによる支援ニーズについて分析を行う。一定額の支出を伴うものであり、パイロット事業の実施にあたっては、JICAの承認を得ること。

（8）KPI（Key Performance Indicators）の設定

上記（7）のパイロット事業において、どのような正の経済社会インパクトが発現したか、もしくは今後発現が期待されるかについて、定性面と定量面から評価するためのKPIを提案し、パイロット事業の経済社会インパクトを評価すること。

（9）関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際し、インド及び本邦関係機関へのヒアリングを想定するが、必要なアポイントメントの取り付けは、原則、業務委託先が行うことを前提とする。

必要に応じ、JICAインド事務所は、メトロ公社などへの調査協力依頼の送付をし、調査内容・実施スケジュールを通知し、必要に応じ、各機関との初回のアポイント

メント取り付け等を行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

(10) JICA内関係部署

本調査は南アジア部南アジア第一課が主管し、社会基盤部運輸交通グループ第三チーム及びインド事務所も調査検討に参加する。業務委託先とJICAとの打ち合わせにおける関係者との調整は南アジア第一課にて行う。

(11) ビデオ会議の有効活用

本調査は、ビジネス案の策定など、メトロ公社との意見交換に相当の時間と回数をかける必要があり、出張機会のみならず、日本からもビデオ会議を有効活用し所要の議論を行うこと。

(12) その他

調査内容の説明資料や成果品に関しては、図表等を活用して可能な限り提案内容を可視化したものとすること。また、インド側から提供を受けた情報の取り扱いについては十分注意し、ファイナル・レポートへの掲載内容については、ドラフト・ファイナル・レポートの段階で、インド側の確認を得ること。

JICAには、報告書提出時だけではなく、定期的に調査進捗につき、ビデオ会議・メールベースで報告を行うこと。特に現地調査期間においては、調査結果をメール等で適宜報告し、関係機関との面談実施後は速やかに面談録をJICA南アジア部南アジア第一課に共有すること。

5. 調査の内容

以下に示す業務の内容について、上記「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、効果的に業務を実施するために必要な調査方法、手順等を国内準備作業、現地作業及び国内作業毎に具体的に示し、全体として効果的な調査行程をプロポーザルで提案すること。

(1) 調査内容

本調査の現地調査（第1次、第2次、第3次、第4次）及び国内作業により情報収集・分析・検討すべき項目を下記①～⑦のとおり示す。

① ベンチマークとなる日本を含む世界の事例収集

日本を含む世界の運輸セクターにおける、データ及びデジタル技術を活用した本業以外の収入向上策やMaaS（Mobility as a Service）を含む社会インパクト向上策のレビューと個々の施策のエッセンスの分析（戦略、成功・失敗要因、インパクトなど）

② 日本企業等の動向、関心

運輸セクターにおける今後のデータ及びデジタル技術も活用したビジネス動向を占うために、当該分野における新規ビジネス等を検討している日本企業やインド企業等にヒアリングし情報収集を行うとともに、インドのメトロ公社との協働についての関心を聴取する。

③ 顧客分析

インドのメトロ公社によるデータやデジタル技術を活用したビジネスプラン（社会インパクトを追求するビジネスも含む）の検討

既往事業を実施するメトロ公社（又は新規事業を形成する実施機関の可能

性もあり）とともに、（イ）同公社の顧客、（ロ）新規事業により掘り起こし得る潜在顧客、の分析を深厚に行う。

- ④ I C T インフラ及び既存データ等の同公社のリソースの情報分析
　　インドのメトロ公社の有する I C T インフラ（データベース、運行管理システム、システム連携）や保有するデータ情報等のリソースを調査し、下記⑤で提案するビジネスモデルの実現可能性の検討に必要な情報の収集を行う。
- ⑤ ビジネス案検討
　　上記③、（イ）、（ハ）を相手に構築し得るビジネス案を検討する。（当該メトロ公社によるビジネスのみならず、他企業がそれらの顧客を相手に行うビジネスを通じ当該メトロ公社が手数料収入等を得るビジネス案を含む。収入向上への貢献は大きくないものの社会インパクト向上には大きく貢献するビジネス案も含め得る。また他企業との協業において顧客データの相互利用などを伴う場合は、インド国内法上での個人情報保護など関連する法制度について確認すること。ビジネス案の提案においては、メトロ公社及び各関係主体に求められる役割、初期投資を伴う場合の資金の扱い手、当該ビジネスの持続可能性を担保する仕組みについて言及すること。）
- ⑥ ビジネスプラン策定
　　上記ビジネス案のうち、メトロを中心とした新しいモビリティ・エコシステムを生むような、経済社会インパクトが大きく、実現可能性の高いものにつき、ビジネスプランを策定する。同計画においては、潜在顧客、顧客ニーズ、市場規模・市場成長予測、ビジネスモデル、事業計画、収支計画、人員、体制、技術、許認可、他機関との連携必要性、環境社会影響等の分析を行い、実現可能性を検討する。
- ⑦ パイロットプロジェクト
　　上記⑤のビジネスプランについて、試行的に実施し、計画の有効性を検証し、ビジネスプランを改善、精緻化する。
- ⑧ 協力事業提案
　　上記の検討に基づき、同公社に対し提案するビジネスプランを策定するとともに、同ビジネスプランの実現に向けた、民間連携の可能性も含めた当機構による資金協力、技術協力候補案件を提案する。

6. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数はJICAへ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途委託先企業が準備するものとする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2021年5月上旬頃

部 数：電子データのみ（英語）

2) インテリム・レポート (IT/R)

提出時期：2021年8月下旬頃

部 数：電子データのみ（英語）

3) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R)

提出時期：2021年11月下旬頃

部 数：電子データのみ（英語）

4) ファイナル・レポート (F/R)

提出時期：2022年2月中旬頃

部 数：和文7部、英文20部、CD-R3部

注1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：和文3部

2) その他説明資料

記載事項：関係機関に対する調査進捗報告。図表を主とする。

提出時期：報告の都度、及び、F/R提出時にまとめて提出。

部 数：報告時は必要部数、F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

3) 面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部 数：F/R提出時はF/Rに添付もしくは別添とする。

(3) 報告書の仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成することとし、ファイナル・レポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

(4) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

(5) 報告書作成にあたっての留意点

ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。

イ 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

ウ 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、JICAが必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

第4 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本調査の業務行程は、2021年4月下旬より業務を開始し、2021年8月下旬を目途にインテリム・レポートを提出する。その後業務を継続し、2021年11月下旬までにドラフト・ファイナル・レポート、2022年2月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。なお、国内業務及び現地業務の時期は目安とする。

- a. 事前準備（国内作業）：インセプション・レポートの作成（2021年5月上旬）
 - ア) 調査開始に先立ち、入手可能な既存資料、類似案件情報等の収集分析、先行ヒアリング活動を行う。
 - イ) 上記ア) の分析を踏まえ、以下を骨子とするインセプション・レポート（案）を作成する。また、現地調査前に質問表及び先方への説明プレゼン資料及び国内外の好事例集を作成し、JICAに提出する。
 - ・調査の背景
 - ・調査の目的
 - ・調査の実施方針
 - ・調査の内容と実施方法（作業項目、手法、アウトプット、レポート作成時点での収集事例を含む上記5.(1)の調査結果等を明記）
 - ・作業計画（作業工程フローチャート、日程、インテリム・レポートの構成等）
 - ・調査団の構成と各団員の担当作業及び作業期間
 - ・調査実施体制（国内支援体制、実施機関内の体制、関係者との連携等）
 - ウ) インセプション・レポート（案）・プレゼン資料の内容について、JICAに説明・協議を行う。協議結果を踏まえ、必要に応じて加筆修正を行い、インセプション・レポートを完成させる。
- b. 第1次現地調査：キックオフ・ミーティング（2021年5月中旬～6月中旬頃）
 - ア) 国内事前準備にて作成したインセプション・レポートに基づき、調査の概要・計画等について、メトロ公社へ説明し、協議・意見交換を行う。
 - イ) 上記5.(1)の「③顧客分析」及び「⑤ビジネス案検討」について、メトロ公社との協議、関連情報収集とビジネス案検討を行う。
 - ウ) 現地調査に関し、現地再委託を行う場合は、業務に係るTORを作成し、調査を開始する。
- c. 第1次国内作業：本邦企業へのヒアリング（2021年6月下旬～7月上旬頃）
 - ア) 第1次現地調査結果を基に、上記5.(1)の「③顧客分析」及び「⑤ビジネス案検討」について取り纏め、JICAと協議する。協議内容には、第2次現地調査の方向性も含める。
 - イ) 関係する本邦企業や研究機関等と面談を行い、本邦企業や研究機関等が関心を有する技術、サービス等について、その優位性（品質、コスト等）やインドでの適用可能性等につき情報収集を行う。

- ウ) ビジネスプラン（素案）を検討し、JICA ヘコメント依頼を行う。
 - エ) JICA からのコメントを踏まえて、必要に応じて加筆修正を行い、ビジネスプラン（素案）を完成させる。
- d. 第 2 次現地調査：ビジネスプランの検討（2021 年 7 月中旬～8 月上旬頃）
- ア) 上記 5. (1) の「⑤ビジネス案検討」において策定したビジネスプランをメトロ公社に対して説明し、協議・意見交換を行う。
 - イ) 上記 5. (1) の「⑦パイロットプロジェクト」として実施する事業を決定し、メトロ公社との間でビジネスプランを確定させ、パイロットプロジェクトの準備を行う。
- e. 第 2 次国内作業（2021 年 8 月中旬～8 月下旬頃）
- ア) 「⑦パイロットプロジェクト」の準備を進める。
 - イ) 上記 a)から d)の検討結果を踏まえ、インテリム・レポートの取り纏めを行う。インテリム・レポートは、他のメトロ公社等にとってのモデルケースとして活用できるよう、上記 5. (1) の①ベンチマークを幅広く記載し、「③顧客分析」、「⑤ビジネス案の検討」については検討枠組、検討手法を含め、丁寧に説明を行い、JICA ヘコメント依頼を行う、必要に応じて加筆修正を行い、レポートを完成させる。
 - ウ) 必要に応じ、関係する本邦企業や研究機関等へのヒアリングを継続する。
- f. 第 3 次現地調査（2021 年 9 月上旬～9 月下旬頃）
- ア) メトロ公社にインテリム・レポートを説明し、協議・意見交換を行う。
 - イ) 「⑦パイロットプロジェクト」に着手する。
- g. 第 3 次国内作業（2021 年 10 月上旬～11 月下旬頃）
- ア) 「⑦パイロットプロジェクト」の進捗をモニターする。課題分析等を行い、メトロ公社に改善策等を適宜アドバイスする。
 - イ) インテリム・レポートに「⑦パイロットプロジェクト」の経過と上記 5. (1) の「⑧協力事業提案」を追記し、ドラフト・ファイナル・レポートを完成させる。
- h. 第 4 次現地調査（2021 年 12 月上旬～12 月下旬頃）
- ア) 「⑦パイロットプロジェクト」の結果をモニターする。課題分析等を行い、ビジネスプランを更新し、メトロ公社と意見交換を行う。
 - イ) ドラフト・ファイナル・レポートをメトロ公社に説明し、意見交換を行う。
- i. 最終国内作業（2022 年 1 月上旬～2 月下旬頃）
- ア) ファイナル・レポートを完成させ、JICA ヘコメント依頼を行う、必要に応じて加筆修正を行い、レポートを完成させる。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 52.5 人月 (M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び評価対象者の格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任／新規事業開発（2号）（評価対象者）
- ② プラットフォームビジネス構築（2号）（評価対象者）
- ③ 運輸セクター／モビリティビジネス（3号）（評価対象者）
- ④ 事業戦略／マーケティング
- ⑤ データ分析／デジタル技術活用
- ⑥ SDG／社会ビジネス
- ⑦ 財務／法務分析

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。現地再委託業務については、別見積もりとしてください。

- 顧客分析
- ビジネスマodelの検討に必要な情報収集業務
- ビジネスプランの策定に必要な情報収集業務
- パイロット事業の実施補助及び評価

（4）配布資料及び公開資料

配布資料：

- インド国 メトロ建設事業補完調査 1 【有償勘定技術支援】 ファイナル・レポート

公開資料：

- インド国 ムンバイメトロ3号線建設事業に係る運営維持管理体制構築支援最終報告書 <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000024062.html>
- インド国 コルカタ東西地下鉄建設事業補足調査(有償勘定技術支援)最終報告書 <https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036335.html>

（5）安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA インド事務所、在インド日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

なお、現地作業に先立ち渡航予定の業務従事者全員について、外務省「たびレジ」に登録すること。

（6）相手国の便宜供与

相手国便宜供与は想定していないため、執務スペース借り上げ、事務家具・備品（机、椅子、複合機等）のレンタル、購入の費用については、必要に応じて見積に計上すること。

(7) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上